「短期入所生活介護」「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

・従来型施設　　茨城県指定　　第０８７３９０００９６号

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します

＊当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　聖朋会
（２）法人所在地　　茨城県かすみがうら市上大堤２１０－２７
（３）電話番号　　０２９－８９７－０１０１
（４）代表者氏名　　理事長　　坂本　雅子
（５）設立年月　　昭和６３年４月２８日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　・短期入所生活介護事業所・平成１１年１２月２２日指定
茨城県　０８７３９０００９６号
＊当事業所は、特別養護老人ホーム サンシャインつくばに併設されています。

（２）事業所の目的　　短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。

（３） 事業所の名称　　特別養護老人ホーム　サンシャインつくば
（４） 事業所の所在地　　茨城県かすみがうら市上大堤２１０－２７
（５） 電話番号　　０２９－８９７－０１０１
（６） 施設長氏名　　坂本　雅子

（７） 当事業所の運営方針

１　事業所の提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示を尊重し、これらの趣旨及び内容に沿った運営方針とする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズをとらえ、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。

２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズをとらえ、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。

３　利用者又は家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

４　事業所は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

５　事業所は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行うものとする。

６　居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護を供する。

７　本事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

（８） 開設年月　　昭和 63 年 4 月 28 日

（９） 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金　９時～１６時
入所時間	９時～１６時を原則とする
退所時間	

（１０）利用定員　　１０人

（１１）居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として４人部屋ですが、個室などの他の種類の居室への入居をご希望される場合はその旨をお申し出てください。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
【従来型多床室】		
２　人　部　屋	2室	
４　人　部　屋	9室	
【共有】		
食堂・機能訓練室	1室	
浴　　室	3室	一般浴槽　特殊機械浴槽（座位式・臥床式）
医　務　室	1室	

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望があった場合には、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

・各居室には洗面所があります。

・トイレは南北廊下側に共有トイレがあります。
　また、居室において、ポータブル使用も可能です。

３．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して特別養護老人ホームに併設する指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	従来型	
	常勤換算	指定基準
介護職員	１２．９	１２名
看護職員	2	１．５名
	常勤換算	指定基準
施設長	1	1名
生活相談員	１．５	1名
介護支援専門員（再掲）	１．０	1名
機能訓練指導員	０．１	必要数
管理栄養士	1	1名
医師	０．１	嘱託医

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週８時間勤務の介護職員が５名いる場合、常勤換算では、１名

（８時間×５名÷４０時間＝１名）となります。

※短期入所の職員配置は指定介護老人福祉施設と一体的に行われております。

＜主な職種の勤務体制＞

職　種	勤　務　体　制
１．医師	毎週火・木曜日　午後
２．生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員 ８：３０～１７：３０　　１名
３．介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 <従来型> 早番：　６：３０～１５：３０　　１名以上（非常勤を含む） 日勤：　８：３０～１７：３０　　２名以上（非常勤を含む） 遅番：１０：００～１９：００　　１名以上（非常勤を含む） 夜勤：　Ａ　１６：００～翌日　９：００ Ｂ　２２：００～翌日　８：００　　２名
４．看護職員	<従来型>　標準的な時間帯における最低配置人員 日勤：　８：３０～１７：３０　　１名
５．歯科医師	処置などがある場合に訪問
６．眼科医師	隔月　第１木曜日

※土日は上記と異なります

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）＊

以下のサービスについては、利用金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①　食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況を考慮した食事を提供します
・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。食事時間は、下記の時間を基準としています。
（食事時間）朝食：　８：００　　昼食：　１２：００　　夕食：　６：００

②　入浴

・入浴又は清拭を行います。
・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③　排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④　機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じで、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤　その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞（契約書第９条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食事に係る負担額の合計金額をお支払下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

【併設型短期入所生活介護Ⅱ：多床室（1 日当り）】

事業所番号：茨城県指定　0873900096　　令和 6 年 8 月～

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
①　入居者のサービス利用料金	¥6030	¥6720	¥7450	¥8150	¥8840
②　内介護保険から給付される金額	¥5427	¥6048	¥6705	¥7335	¥7956
③　サービス利用に係る自己負担金	¥603	¥672	¥745	¥815	¥884
④　サービス提供体制加算（Ⅲ）	¥6				
⑤　緊急短期入所受入加算	¥90(受入日から７日間まで)				
⑥　送迎（片道）	￥184				
⑦　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護保険分自己負担額の合計×13.6%分				
⑧　食事にかかる自己負担額：					
第１段階	¥300				
第２段階	¥600				
第３段階①	¥1,000				
第３段階②	¥1,300				
第４段階以上	¥1,445 朝食¥400　昼食おやつ¥635　夕食¥410　　食数での請求				
⑨　居住に係る自己負担額：					
第１段階	¥0				
第２段階	¥430				
第３段階①	¥430				
第３段階②	¥430				
第４段階以上	¥915				

【併設型介護予防短期入所生活介護Ⅱ：多床室（1日当り）】　令和6年8月~

	要支援1	要支援2
①　入居者のサービス利用料金	￥4510	￥5610
②　内介護保険から給付される金額	￥4059	￥5049
③　サービス利用に係る自己負担金	￥451	￥561
④　サービス提供体制加算（Ⅲ）	￥6	
⑤　送迎（片道）	￥184	
⑥　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護保険分自己負担額の合計×13.6%分	
⑦　食事にかかる自己負担額：	料金は要介護認定の方と変わりません	
⑧　居住に係る自己負担額：		

※上記太枠の箇所は1割負担の金額となります

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象ならないサービス（契約書第5条、第8条参照）＊
以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①レクリエーション・クラブ活動

ご利用者の希望により生活リハビリを兼ねたレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代、交通費等の実費相当額をいただきます。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご清算いただきます。

1枚につき　　１５円

③通信費

利用請求書、領収書等の通信費　　１ヶ月　　２００円

※利用料を口座から引き落とした場合

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

＊（別紙の表で提示します）

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払方法（契約書第９条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払ください。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第１０条参照）

○利用予定期間前にご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料としての下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の入院にかかる体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日（午後４時）までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日（午後４時）までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の１０％ （自己負担額相当）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いただきます。

８．苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員　　山本　将史

○受付時間　　毎週月曜日　～　金曜日　　１０：００　～　１６：００

また、苦情受付ボックスを設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

かすみがうら市役所 （介護長寿課）	所在地　　かすみがうら市上土田４６１ 電話番号　　０２９９－５９－２１１１ 受付時間　　８：３０～１７：１５（平日のみ）
国民健康保険団体連合会 （介護保険苦情相談室）	所在地　　水戸市笠原町 978 番 26（茨城県市町村会館内） 電話番号　　０２９－３０１－１５６５ 受付時間　　８：３０～１７：００（平日のみ）
茨城県社会福祉協議会 （苦情相談室）	所在地　　水戸市千波町 1918　茨城県総合福祉会館内 電話番号　　０２９－３０５－７１９３

９．提供するサービスの第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　　特別養護老人ホーム　　サンシャインつくば

説明者職名　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者住所

氏名　　印

私は、本人に代わり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者名

契約者住所

契約者名　　㊞

※この重要事項説明書は、厚生省令第３７号（平成１１年3月３１日）第１２５条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　　地上１階

（２）建物の延べ床面積　　２３２９．９　㎡

（３）施設の周辺環境＊

土浦駅２０分、神立駅から約５分です。

隣には保育園と児童クラブがあり、子供たちの元気な笑顔が飛び込んできます

２．職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

生活相談員 ---ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

１名の生活相談員を配置しています。

介護職員 --- ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

３名の利用者に対して１名の介護職員を配置しています。

看護職員 --- 主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。３名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員 --- ご利用者の機能訓練を担当します。

３．契約締結時からサービス提供までの流れ

（１）ご利用者に対する具体的なサービスプラン内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約　書第２条参照）

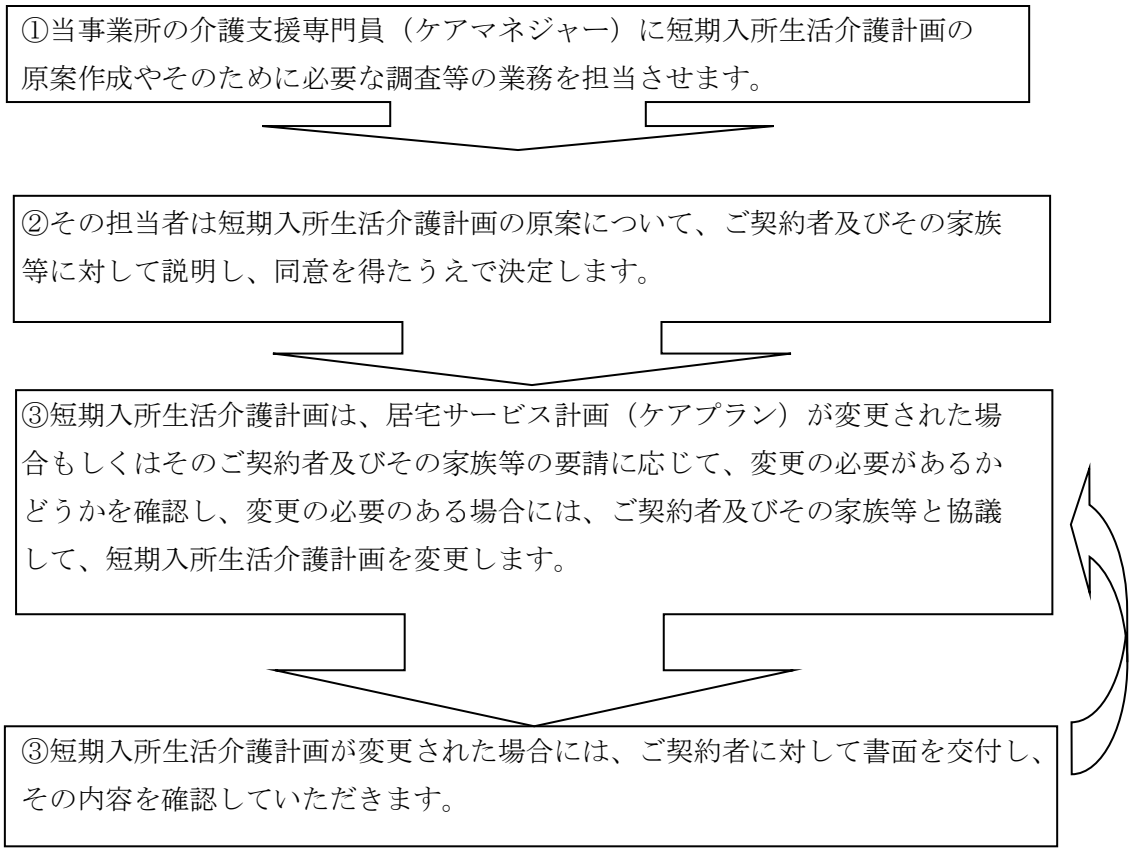

（２）　ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

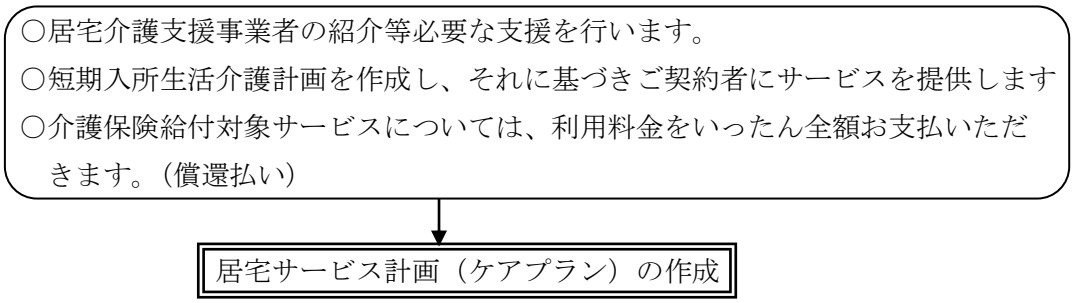

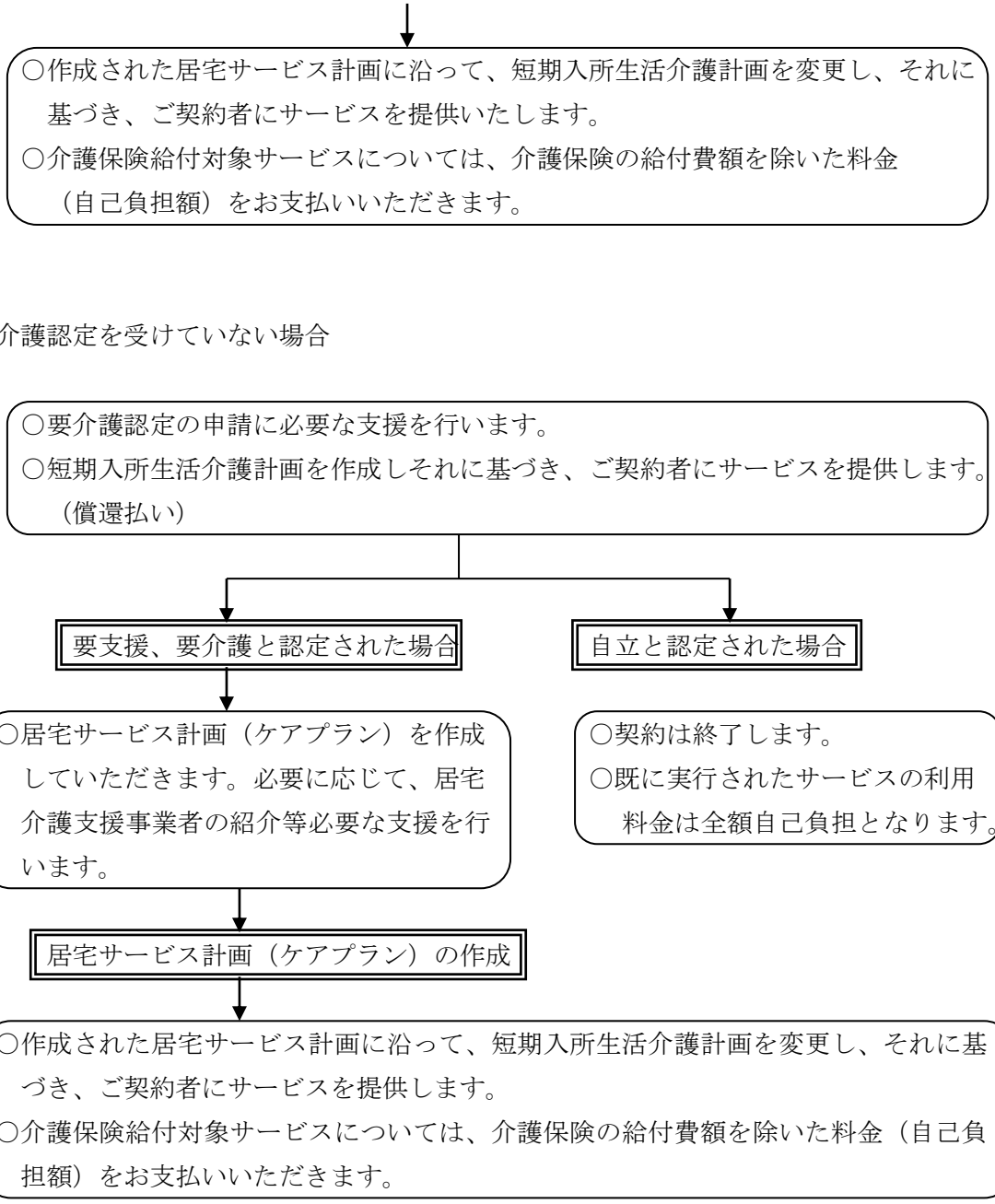

②要介護認定を受けていない場合

４．サービス提供における事業者の義務（契約書第１２条、第１３条参照）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

③非常災害に関する事業継続計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、２年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

⑥ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わないよう努めます。ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、ご契約者及びご利用者に説明し、同意を得た上で、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

(1)「緊急やむを得ない場合」の身体拘束に関する説明

当事業所において、下記項目をすべてに該当していると判断した場合に緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

・切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

・非代替性…身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

・一時性…身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること

(2)手続きについての取り扱い

・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は介護課長又は介護主任、看護師及び看護職員、生活相談員、施設長の合意のもとに行う。基本的に個人の判断では行いません。

・利用者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。仮に事前に身体拘束等について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合でも実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行い、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し同意を得たうえで実施します。

・緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合についても「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には身体的拘束等を一時的に解除して状況観察を行うなどの対応をとること

(3)身体的拘束等の実施に関する記録の義務付け

・緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

・具体的な記録は「ケース記録」に記載する。記録は日々の心身の状態などの観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を付け加えて、それについての情報を開示し職員間で情報を共有し周知徹底します。またこの記録はご契約者や家族からの申し出があった場合や行政機関からの申し出や実地検査時においてもすぐに閲覧できるような状態にしておきます。

(4)その他

別紙「身体拘束等適正化のための指針」の通りです。

⑦ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかにご家族と連携し、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑧事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。守秘義務を遵守し、個人情報の保護に配慮してサービスを提供いたします。

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者の契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

５．サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあったてサービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限＊

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

食べ物、ペット類

（２）施設・設備の使用上の注意（契約書第１４条、第１５条参照）

〇居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

〇故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。

〇ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要の措置をとることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

〇当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（３）喫煙

指定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

（４）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者又はご家族付き添いにより診療を受けていただきます。

６．損害賠償について（契約書第１５条、第１６条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

７．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結時の日から　１年間ですが、契約期間満了の３日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に　１年間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

（１）　契約終了となる場合（契約書第１９条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当する至った場合には、当事業所との契約は終了します。

①ご利用者が死亡した場合

②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合

③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④施設の減失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（２）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第２０条、第２１条参照）

契約の期間中であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の３日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即日に契約を解除・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

②事業所の運営規程の変更に同意できない場合

③ご利用者が入院された場合

④ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合

⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合

⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（３）事業者からの契約解除の申し出

以下の場合には、即日に契約を解除・解除することができます。

① ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴当の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（４）契約の終了に伴う援助（契約書第１９条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。